

令和元年

# 第7回太宰府市定例教育委員会会議録

令和元年6月26日

太宰府市教育委員会

令和元年第7回（6月）定例教育委員会会議録

1 開会及び閉会に関する事項

- 1 日 時 令和元年6月26日（水）  
午後2時00分開会  
午後3時15分閉会
- 2 場 所 太宰府市役所3階 庁議室

2 出席委員の氏名

教育長	樋田京子
委員	野中秀典
委員	武藤佳穂里
委員	桑野裕文
委員	日下部寛行

3 欠席委員の氏名

なし

4 委員を除き会議に出席した者の職氏名

教育部長	江口尋信
学校教育課長	鳥飼太
文化財課長	城戸康利
スポーツ課長	安恒洋一
文化学習課長	百田繁俊
社会教育課長	木村幸代志
学校教育課副課長	八尋純次
指導主幹	井上和信
指導主幹	田中稔彦
指導主幹	古田信也
教育支援センター所長	古賀信行
教務係	安部智之
教務係	瓜生美咲

## 6月定例教育委員会会議次第

### 1 開 会

### 2 今回会議録の署名委員 武 藤 佳穂里 委員

### 3 報 告

(1) 教育長報告

(2) 各課・館の月間主要行事報告

(3) 各課・館の月間主要行事計画

(4) 6月定例議会一般質問報告

(5) 太宰府市共同学校事務室について

(6) キャンパス・スマイルの実施について

(7) 民間プールを活用した小学校における水泳学習の実施について

### 4 審 議

議案第31号 専決事項の承認について（太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について）

議案第32号 「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」に関する報告書（案）について

議案第33号 教育委員会事務局職員の人事について

### 5 閉 会

午後 2 時00分 開会

○樋田教育長

皆さんこんにちは。

本日は全員出席です。定足数に達していますので、令和元年第 7 回太宰府市教育委員会 6 月定例会を開催します。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

[会議録の署名委員]

○樋田教育長

今回の会議録の署名委員は、会議規則第14条第 2 項の規定により、武藤委員を指名します。よろしくお願ひします。

[教育長報告]

○樋田教育長

それでは報告に入ります。

まず、教育長報告ですが、2 点ほど報告します。

今、教科書の展示会を実施しているところです。筑紫地区 5 市においては、全ての教育委員会内で展示をしているところです。かなりの分量ですが、ぜひ委員の皆様にも見ていただきますようお願いいたします。

今、少しずつ来訪者の方が来られ、見ていただいているということですが、7 月 4 日までの展示ですので、これからまた増えるのではないかと考えています。広報やホームページ等で案内を行っているところです。専門委員の皆様、学校の先生方、市民の皆様のご意見もしっかり吸い上げていく必要があると考えているところです。

2 点目については、水泳の民間プールを活用した授業についてですが、既に開始しています。後ほど詳しい報告を差し上げます。私も参加をしてきたところです。教育委員の皆様にもご参加いただきたいと思ひますので、また後ほどご案内します。

以上です。何かこの件についてご質問ありませんか。

[各委員 なしの声]

[各課・館の行事報告及び行事計画]

○樋田教育長

それでは、各課・各館の月間主要行事報告、行事計画に入りますが、特に教育委員の皆様に関係のあるところを中心に、簡潔に報告をお願いします。

それでは、社会教育課、お願いします。

○社会教育課長

社会教育課です。

まず、1ページの行事報告ですが、6月は9日に、本年度の少年の船の全体説明会を行います。今年は、申し込みが小中学生46名あっています。

3ページをご覧ください。

7月の行事計画です。27日から29日で、ジュニアリーダークラブ主催夏季キャンプで、熊本県の小国町に行く予定です。こちらは23名の応募があっています。

以上です。

○樋田教育長

学校教育課、お願いします。

○学校教育課長

学校教育課です。6月の主要行事です。

14日から7月3日まで教科書の展示を学校教育課の前の廊下で実施しています。

24日の月曜日は友好都市記念給食を、奈良市と太宰府西小学校で実施しました。野中委員さんにご参加いただいています。

また、11月以降の分については、教育委員の皆さんにご案内する予定にしています。

28日の金曜日は学校訪問で、太宰府小学校を訪問します。

6月は以上です。

7月の計画です。

1日から11日まで、それぞれ学校訪問を予定しています。1日が水城小学校、4日が太宰府南小学校、5日が太宰府西小学校、11日が太宰府東中学校です。

31日の水曜日は、夏季全体研修会で、プラム・カルコア太宰府で実施する予定になっています。

以上です。

○樋田教育長

文化財課、お願いします。

○文化財課長

6月の行事報告は、8日に第2回目の太宰府発見塾を行っています。

続きまして3ページをご覧ください。13日の土曜日に同じく第3回目の太宰府発見塾を行います。今回は令和との関連でということではなく、昨年から予定して、たまたま万葉の先生が講師になっています。

それから、同日13日土曜日から9月の16日まで、文化ふれあい館で太宰府市民遺産展を、パネルを中心に行っていますので、ご覧いただければと思っています。

以上です。

○樋田教育長

文化学習課、お願いします。

○文化学習課長

文化学習課です。6月の行事として、1ページをご覧ください。

残る主なものとして、月末30日にあります野田かつひこコンサートin太宰府があります。公民館が行っているホールイベントアシスト事業の一環として、会場使用料等を助成する事業として開催するものです。

続きまして、7月の行事予定は3ページから4ページをご覧ください。

定例的な講座のほか、夏休み期間ということになりますので、小中学生を対象とした行事を2日予定しています。

以上です。

○樋田教育長

スポーツ課、お願いします。

○スポーツ課長

スポーツ課です、1ページをご覧ください。

6月1日にオリンピック組織委員会から聖火リレーの開催地として、当市の名前が発表されました。令和2年5月12日火曜日の予定です。

その他には小中学校の定期利用団体及び前期シニアスポーツ教室等の事業を行っています。

続きまして、7月の行事計画です。4ページをご覧ください。

先月に引き続き、校区ごとの体育の日の実行委員会第1回目を開催する予定です。27日の土曜日には、サマーナイトペタンクを、学業院中学校と太宰府東中、2カ所で行う予定です。

市民プールのオープンですが、まず海の日を挟む3連休に一旦プレオープンし、全校集会が終わった19日の13時から8月の25日まで通常オープンとします。

以上です。

○樋田教育長

行事関係に何か質問はありませんか。

[各委員 なしの声]

[6月定例議会一般質問報告]

○樋田教育長

続きまして、6月定例議会一般質問報告に入ります。

○教育部長

別冊1をご覧ください。

6月定例議会一般質問報告で、今回は、教育部に直接回答を求められたものではありませんが、再質問で教育部への内容も多くありましたので、そこも含め報告します。

まず、門田直樹議員の都市公園の利用についてで、これは教育部の中でも、主にスポー

ツ課にかかわる質問でした。市の中には、運動公園、都市公園というものがありますが、都市公園の中には一部有料施設を持っているところがあります。例えば、歴史スポーツ公園だとか、梅林アスレチックなどがそれに当たります。

質問の内容は、都市公園の目的を考えた場合に、一部のスポーツ団体が有料施設とはいえ、そこを占有する形になって、市民が使えないという状況が生じているのはいかなものか、また、例えばスポーツ団体の使用道具を入れた小屋を公園内に設置するのはいかなものかという質問でした。

回答としては、市民の声に耳を傾けながら、しっかり協議を行っていくということを申し上げました。今後、建設課のほうが中心になってくるとは思いますが、教育部でしっかり話し合いながら対応していきたいと思っています。

その次に、橋本健議員のスポーツ少年団についての質問でした。内容は3つです。現状、課題と対策、今後の活動方針ということで、お答えしたのは、現状は加盟種目数、団体数、団員数が減少しているということです。

課題としては、加盟することによるメリットをあまり感じ取っていただけなくなっているのではないかという説明をしました。

今後については、魅力ある事業を進めていくということで回答しましたが、橋本議員からは、主に減免措置について、加盟する・しないによって、一定の差をつけていいのではということで指摘をいただきましたので、全体の公共施設の利用料金の見直しという大きな枠組みの中で考えていかないと、不整合が生じたらいけないとの回答をしています。

これについても、スポーツ課と様々な施設等を有している課で一緒に協議をしていく内容だと捉えています。

それから、木村彰人議員は、先ほど言いました、教育部としては回答しておりませんが、再質問のときにこちらに回答を求められた内容です。

本市の新たな取り組みということで、史跡地にいろいろな、例えば、坂本神社に令和ということでたくさんの方が来ていますが、大宰府跡に、ちょっとした公園施設的なものや、記念碑的なものが建てられないか、人が寄れるようなものができるかという質問でしたが、ご存じのとおり、史跡地は国の補助により保存、整備している状況ですので、史跡地として現状変更について規制があるため、なかなか現時点では難しいと回答しているところです。

市長も、国に規制緩和を陳情していますが、今後そういった動きを見ながら対応していくだろうと捉えています。

それから、その次の堺剛議員です。本市の交通安全対策についてで、交通安全にかかわる、特に通学路や生活道路にかかわる物理的デバイスについて、どんな設備等を整えていくかということでしたが、こちらにお尋ねになられたのは2つです。

1つは、国分小学校の水城台、水城ヶ丘地区について、バス通学をしたいという声が出ていると。それについてどう考えるかということでした。その点については、現在市内で太小がバス通学をしています。大体通学の距離は、法律上は4キロぐらいの目安がありますが、太小は2キロちょっとです。ただ、太小の場合は、途中で人家や商店が少なく、防犯上危険であることや、幹線道路で大型トラック等が通るということで、非常に通学上危険があるため、バス通学を一部認めています。

現在、水城ヶ丘、水城台については、バスの状況が1時間に1本しかないという状況で、学校のいろんな変化について非常に柔軟な対応がしにくいことや、児童が100名ほどいますので、今の状況ではなかなかバスに子どもたちが乗るといった環境は難しいという課題を挙げています。

もう1つは、スクールガードリーダー、要するに警察OBの方を、通学路の安全や防犯の安全として市で雇えないかという話がありました。

回答としては、現在、警察、交通安全協会、市の防災安全課、既にいろんな面で連携をしていますので、その方々が入ると、連携をどのようにすみ分けしていくかという課題がでてくること、もう1つは、実質自治会の見守り隊の方が、ご自分の用事や、散歩のついでに見守ってくださっている現状が、かなり高齢の方も増えている。ボランティア全体がだんだん減っているような状況がありますので、そこに研修や、勉強会を入れていくことで、どのような受け取り方になるかということに危惧しているということで回答しています。

今後、どのような効果があるかも含めて、検討していくべき内容だろうと回答しています。

最後に、神武綾議員から中学校給食について、方向性の決定時期について質問がありました。

これについては、12月まで調査・研究委員会を開催しており、そこで一定の資料は作成しましたが、その延長上にさまざまな情報や、さらにつくった資料の精査をしているところで、人事異動に伴い担当者が一部変わったところもあるため、その引き継ぎ等もやってきたということで、今後、方向性の決定時期については、市長がこれまでの答弁で申し上げているとおり、できるだけ早い時期に一定の方向性を示すことができるように検討を重ねるということで回答しています。

以上です。

○樋田教育長

6月の一般質問の報告がありました。何か質問はありませんか。

[各委員 なしの声]

[太宰府市共同学校事務室について]

○樋田教育長

それでは次に、実は今、太宰府市の共同学校事務室が動き始めました。大きな取り組みになってきます。働き方改革も含めて、いろいろな視点からも行う取り組みになってきますので、その進捗状況や考え方について、学校教育課から報告をします。

○学校教育課長

それでは、失礼します。お手元の別冊2という資料をご覧ください。それと、こちらにスクリーン用意しています。同じものをお手元の資料にも用意していますので、そちらもご覧になりながらお聞きください。

来年の3月の開設を目指しています太宰府市共同学校事務室について説明申します。



共同学校事務室の説明をする前に、まず、共同学校事務室の前身である共同実施のことと共同学校事務室の設置に至るまでの時代背景について、説明します。

まず、現在の共同実施について説明します。そもそも共同実施って何だろうと思われていた方もおられると思います。簡単に説明すると、全小中学校で行う事務を1カ所で集中して行い、事務の効率化を図る仕組みを指します。つまり、学校の事務を共同で実施する仕組みで、共同実施と呼ばれています。

では、実際の共同実施の様子をご覧ください。

上の写真ですが、県や市から届いた通知文書の読み合わせ、その時期に各学校でしなければならない事務の確認など、事務職員同士が確認したいことを話し合っている様子です。わからないことがあれば、参加している皆さんで共有して、全員で解決することになります。若い職員も先輩たちに聞きやすい雰囲気を出している姿もみられます。

次の写真は、給与、手当などの請求書類の相互チェックの様子です。現在の共同実施では、書類の相互チェックが中心的な活動です。各校の書類をかごに入れて回して、グループ全員で確認をしています。

次の写真についても、相互チェックの様子です。経験の浅い職員に書類の見方を教えるなど、相互チェックはOJTの役割も果たしています。

次も相互チェックの様子です。こちらは、中学校のグループの様子です。

実際の写真を見ることで、少しでも共同実施のことをご理解いただければと思います。以上が現在の共同実施の事務の様子です。

それでは次に、共同実施から共同学校事務室に変わることとなった時代背景について説明します。

平成19年4月から、福岡県内でも学校事務の共同実施が推進されました。そして、平成29年4月の法改正に伴い、共同学校事務室の設置が法的に規定されました。そのことを受け、平成29年8月、中教審答申が事務職員の活用について言及しました。平成30年3月には福岡県内6市町村が、福岡県教委によって共同学校事務室のモデル地区に指定され、同年4月からモデル事業が始まりました。この流れですが、学校における働き方改革を推進しなければならないことがベースにあります。

以上が時代背景です。

それでは、共同実施と共同学校事務室の違いを3つ説明します。

1つ目は、事務領域の拡大です。共同学校事務室では、共同実施の内容を引き継ぎつつ、新たな内容が追加されました。働き方改革に関する事務です。すなわち、教職員の働き方改革を推進するために事務的にサポートできるのは事務職員ということで、校務支援システムの導入や、校長のサポート役を担うことになります。その事務職員が効率的な事務を担うことを検討します。共同実施と共同学校事務室の1つ目の違いは、働き方改革に関することまで事務領域を拡大することです。

2つ目は、事務の効率化及び組織力の強化です。共同実施では、全校の事務職員が横並びの関係ですが、働き方改革に関する事務領域の拡大に対応するために、組織の強化を行うようにしています。もともと共同実施ということで、横並びの事務職員でしたが、それが共同学校事務室ということで、室長をトップにして、副室長、室員という縦の関係を構築することを想定しています。

3つ目は、室長の職務及び権限を明確化することです。室長としての職務の例ですが、共同実施で行っている内容に加えまして、共同学校事務室としての活動計画の立案、運営、教育委員会との連携・調整、事務職員の資質向上や人材育成のためのOJTや研修などを実施します。権限については、室長の権限はあくまでも共同学校事務室内にとどまるもので、学校内の事務の権限は校長先生です。3つ目の違いは、室長の職務及び権限の明確化です。

以上をまとめると、事務領域が拡大したことで、事務職員の単なる負担増加にならないようにするためには、市内の事務職員を組織化し、確実な事務体制を築き上げ、効率的な事務処理をしなければなりません。そのためには、共同学校事務室の設置が必要になってきます。

ここで1つ申し添えますが、共同学校事務室とは、事務処理のための仕組みであると考えてください。共同学校事務室という箱物の設置については、空き教室や、また、予算のことがあるため、現在検討中です。

それでは、太宰府市に焦点を絞って見ていただきます。

太宰府市共同学校事務室の組織図です。皆様には別紙で配付しているかと思います。下は既存の共同実施活動の体制で、上が共同学校事務室で新たに加わる活動の体制です。活動によってグループの使い分けをします。なお、組織図については、事務職員の配置状況に応じて、流動的に運営していく予定です。

太宰府市共同学校事務室の目指す内容は、スライドのとおりです。

短中期目標と長期目標で分類しています。あくまで目標予定なので、確定内容ではありません。ピックアップした内容のみお話しします。

短中期目標では、校納金を取り扱う業務、すなわち学校徴収金業務の見直しなどです。また、各学校で困ったことがあれば、校長先生から室長へ相談できる関係づくりも考えています。

長期目標では、働き方改革に寄与する業務改善があります。

一方、太宰府市教育委員会で目指すことは、こちらのスライドのとおりです。共同学校事務室設置に関する規則改正や業務の見直しに伴う学校徴収金マニュアルの改定、必要な場合は共同学校事務室設置に向けた予算要求なども行います。

長期目標としては、校務支援システムの導入や教員の事務負担軽減のための支援なども検討しています。

これらを実施するために、4月の校長会で校長先生方にお伝えしたことは、以上のスライドのとおりです。

まず1つ目は、室長及び主任選出のための理解についてです。室長になる事務職員は、学校での通常事務に加え、共同学校事務室にかかわる仕事もしなければならず、負担が大きくなります。そこで、室長はできる限り事務職員が2人いる学校から選出したいと考えています。

2つ目は、学校における働き方改革の推進、つまり、教員への意識づけや学校全体での働き方改革に対する意識向上を行っていくことです。

3つ目は、共同実施から共同学校事務室に変わることで、活動の頻度や学校をあける時間が大きく増えるわけではないということです。共同学校事務室での活動は、電算システ

ムのチャット機能やメールなどを活用しつつ推進しますので、運用次第では外出時間が減る可能性もあります。

最後に、働き方改革の隠れたキーパーソンは、事務職員であることをご承知おきいただきたいということです。行事の精選、省力化のために備品購入や外部業務委託などを検討している学校もあると思いますが、予算の裏づけをとって総合的な提案ができることが事務職員の強みだからです。

ご覧の資料を参考に作成しています。

来年3月の共同学校事務室の開設に向け、規則、要綱の整備等を行っています。教育委員の皆様におかれましても、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

これで終わります。ありがとうございました。

○樋田教育長

説明が終わりました。何かこの件について質問はありませんか。

野中委員、どうぞ。

○野中委員

別冊2の最初のところに図がありますが、主任1の東ブロック、東西ブロックの格差調整によることと書いてあるのですが、ここは、具体的に中学校、小学校に分かれていて、東ブロックだけ別に組織するのですか。

○学校教育課長

今現在が、下にあります東ブロック、西ブロックに分かれています。こちらにありますように、学校数が違うので。

○野中委員

具体的に学校名を挙げてください。

○学校教育課長

今のところ、これらは想定している分で、共同学校事務室の組織については、今から決めていくものです。現在が下の青い部分が共同実施で、東ブロックについては太宰府中学校、東中学校、それから太宰府小学校、南小学校、東小学校という5校で組織をしています。

○野中委員

実際始まるのは来年からですか。

○学校教育課長

そうですね、今、その準備を進めているところです。

○野中委員

今は共同実施ですね。

○学校教育課長

今は共同実施です。それを共同学校事務室という組織に置きかえるために進めているところです。

○野中委員

事務室長が東ブロックより選出と書いてあります。ここは決まっているわけですか。

○学校教育課長

現在の想定は、太宰府中学校の事務の先生で、加配でついでいただいている先生がいらっしゃいます。その事務の先生を中心に、共同学校事務室の組織づくりや規則づくりを進めていますので、東ブロックにいる東中学校の事務の先生を想定しているところです。

○野中委員

来年の4月からという、事務員も人事異動があるからですね。その辺はどのように考えているかわからないのだけど、難しいところがありますよね。教育委員会と連携しないとできないところもあると思うので。

もう1ついいですか。共同実施を現在実施しているじゃないですか。事務員が1つの学校に集まるときのサービスは、出張扱いになっていますか。

○学校教育課長

なっています。

○樋田教育長

よろしいですか。今はまだ準備段階ということですが、働き方改革のキーパーソンだということで、今後は校長と事務室長が一体となって学校運営を行っていくという取り組みが進められます。

そういう意味で、今紹介しました太宰府中学校の事務主幹の先生は、前回から校長会に既に入っていて、学校教育の状況と一緒に見ていただいています。逆にまた事務室の状況も、校長先生方にお伝えする取り組みを先月から始めたところです。

よろしいでしょうか。

[各委員 なしの声]

[キャンパス・スマイルの実施について]

○樋田教育長

それでは次に行きます。6番のキャンパス・スマイルの実施について。

○指導主幹

キャンパス・スマイルという事業が始まりました。筑紫女学園と太宰府市が連携して行

う事業です。

5月28日に、楠田市長と筑紫女学園大学の中川学長で、この事業の提携式が行われました。ニュースや新聞、テレビ等に出ていると思います。

この事業ですが、そもそも筑紫女学園が、学校に行きたいけれど行けないお子さんたちの居場所づくりとして始めています。そして、筑紫女学園のキャンパスを使いながら、筑紫女学園の大学生の皆さんがスマイルサポーターとして、そういう子たちの対応をしています。つまり、子どもたちの居場所をつくっていく事業です。

このスマイルサポーターの方々は大学生ですが、そのための研修を受けています。その研修のうち1回は、教育委員会の学校教育課八尋副課長が実施しています。

5ページに、キャンパス・スマイルの趣旨を載せています。

それから、6ページですが、キャンパス・スマイルの申し込みについて掲載しています。実は電話等で問い合わせもあっておりますが、1つは、学校に申し込みます。学校から教育支援センターに行き、この教育支援センターが全てのキーワードになるわけですが、所長を中心とした教育支援センターで集約し、筑紫女学園に提出、そこで面談の計画をし、面談の結果としてキャンパス内の活動に入っていく形になります。その面談はお子さんと保護者でするわけですが、そのときの様子を見ながら、大学が、この子にはこの学生がいいのではないかというように、マッチングをしていく形で取り組んでいます。

なお、これは太宰府市と筑紫女学園の連携事業ですので、キャンパス・スマイルで活動していたお子さんについては、現在つばさ学級で行っているのと同じように出席と認めることもできるようにしています。そのために、キャンパス・スマイルの活動についての報告書が上がってきますので、その報告書を教育支援センターで集めて、学校に提出した時点で校長が認めれば、出席とみなすことができる形になります。

7ページには、申込書を置いています。申込書については学校と教育支援センターにあります。それから、教育支援センターのホームページに載せていますので、ダウンロードすることができます。もしかして、こういう方がいらっしゃるかもしれません。お子さんによっては、学校に知られたくない、だけどころか活動に参加したいという方については、直接教育支援センターに提出することもできます。そして、教育支援センターで集約して出していきます。もちろん、形式上は校長が認めていきますので、校長の許可はとりますが、提出したお子さん方については、直接友達に知られたりすることもなく出すこともできるということです。

それから8ページには、この事業の実施にあたり非常に心配したのは、親御さんたちが、筑紫女学園の社会連携センターに必ず連れて行って、手渡しでお子さんを渡すと。終わりましたら、社会連携センターに保護者の方が確実に連れに来て、手渡しで連れて帰るという形で、きちんと安全の確保を考えました。

そのために、これは内部資料と書いていますが、Aは面談のときに記入するのですが、例えばDを見ていただきますと、何時何分に受け入れましたということをしつぱまその日のうちに教育支援センターに連絡するようになっていきます。そして、何時に迎えに来て帰りましたということをしつぱま連絡するようになっていきます。

このように、内部で確実にお子さんの安全、それから保護者の責任をもって送り迎えしていただく必要があります。なお、活動そのものについては、大学の中でお任せしますが、

その中で仮に事故が起きた場合については、教育委員会で参加するお子さんには保険をかけます。学校でのけがと同じ形で、保障できるようにしていきたいと考えています。

実は、昨日筑紫女学園と最後の詰めをしまして、6月17日から受付を始めましたが、所長から、2名の申込書が提出されました。あとは、筑紫女学園が面談日を決めて、支援センターに行って、センターから保護者に連絡して面談、活動が始まっていくという段階に来ているところです。

それから、キャンパス・スマイルについては昨年度から進んできたところですので、別に1枚紙を配布していますが、右下にキャンパス・スマイルも入っています。これは全家庭に配布しているところです。

以上です。

○樋田教育長

キャンパス・スマイルについて、何か質問はありませんか。

○教育支援センター所長

今、大体井上主幹から説明がありました。

教育支援センターのホームページを開設以来つけておりましたが、本年度更新して、5ページ、6ページ、7ページの分の3枚分について、ホームページに入れていきますので、親御さんは支援センター、学校を通さずに7ページの申込書も手に入れることができます。

実際、中学校2名、小学校1名が取りに来られて申し込みがありました。7ページの申込書で、さっき言われたように、学校に知られたくなくて直接というところもありますが、今のところ中学校は2名とも、きちんと学校を通して来ておりました。1個は校長印も押した状態で来ていました。もう1個はなかったもので、私たちが学校長にもらいに行って、昨日出しました。

これが6月17日に、各小中学校校長先生に通知文を出していますので、早速申し込みがきています。来られた方にどうやって知られましたかと聞いたときに、一番はNHKの「ロクいち！福岡」で4分くらい説明があったときにこのことを知ったということです。あと、読売新聞も取り上げてあり、西日本新聞が来週ぐらいに載るということで、そのようなところからも知られているということで、少しずつ浸透していると思っていますところ

以上です。

○樋田教育長

質問はありませんか。よろしいですか。

[各委員 なしの声]

[民間プールを活用した小学校における水泳学習の充実について]

○樋田教育長

また随時状況を報告したいと思います。

それでは次に行きます。

民間プールを活用した小学校における水泳学習の充実について。

○学校教育課長

それでは、資料の9ページ、10ページ、11ページをご覧ください。

今年度から、民間プールを活用した水泳授業を、水城小学校と水城西小学校の2校において実施しています。

まず、期待できる効果としては、①から⑥まで記載しているとおり、児童の泳力に応じた専門的な指導の提供、それから教職員の指導力の向上、教職員の負担軽減、室内プールのための外的要因に左右されない計画的な水泳授業の実施、それと、室内の暖かさ、広さ、清潔感などによる児童の意欲の向上、最後に、市、学校、民間の3者による「共育」体制の基盤形成という6つの効果を期待できると掲げています。

まず、日程としては、水城小学校において、2つの場所に分かれて実施しています。低学年の1年生から3年生については太宰府スイミングクラブ、これは高雄にございます。こちらで実施しています。それから、4年生から6年生においては、国道にあるブリヂストンスイミングスクールで行っています。

1年生から3年生については6月3日から、4年生から6年生については6月の5日から実施しています。

水城西小学校ですが、11ページをご覧ください。期待できる効果は先ほどと同じです。

実施時期については、6月3日から既に始めていまして、10月21日までの予定です。こちらについては、総合体育館の前にある市民プールの休館日を利用して実施しています。

それぞれ2コマ、80分間の授業を想定しており、前後の移動、準備時間を合わせまして110分間で予定をしています。それぞれ担任の先生等や、それぞれのプールのコーチの指導者がついて実施を行っています。専門の先生に直接指導をしていただいておりますので、効果は上がっていると聞いています。

一度教育委員の皆様にも、実際ご覧になっていただけたらと考えていまして、直近ですと7月1日、4日、8日が近いのですが、1日と4日は学校訪問の日ですので、難しく、8日の月曜日が一番近い日程です。その後は9月になってしまうのですが、2日、9日が太宰府スイミングクラブで行いますのが一番近いという日程です。一応提案として、7月8日と9月2日、9日、ご都合がいい日を私までお知らせいただけたら調整します。皆様とご一緒に行けたらと考えておりますが、いかがでしょうか。

○樋田教育長

今提案した分は、水城小学校の1年から3年生が利用する太宰府スイミングクラブの案内です。ブリヂストンスイミングスクールの方は7月を避けてということですね。

○学校教育課長

ブリヂストンスイミングが、7月の予定がないので、ブリヂストンの直近の分でいくと、9月の25、26日ということになります。

○樋田教育長

あわせて、月曜日ならば、市民プールでもあっているのですかね。

○学校教育課長

市民プールも直近が、7月1日、8日が一番近い予定です。8日であれば、市民プールもしくは太宰府スイミングクラブのどちらかで。

○野中委員

時間は何時からですか。

○学校教育課長

午前中で大体9時から11時くらいの間で授業が行われます。

○樋田教育長

全部見ていただかなくても、極端な話、直接現地に行って見ることもできますし、ここから一緒に出発することもできるということです。

まず、7月4日のそれぞれのスケジュールの都合もあるでしょうから、7月8日に実施をするとして、その後は9月の実施ということになります。7月4日でご希望の方はおられますか。

○武藤委員

難しいです。

○野中委員

8日9時に現地に直接行きます。

○樋田教育長

野中委員は、7月8日、太宰府スイミングクラブですね。

○野中委員

駐車スペースありますか。

○武藤委員

市民プールもあるのではないですか。

○野中委員

太宰府スイミングクラブの指導を見たいので。

○桑野委員

私はその日、キャンパスネットが入っているので。9月に。



○樋田教育長

あとは、スケジュールを見られて、直接学校教育課長に言っていただいたら良いと思います。

では、この水泳の授業について何か質問はありませんか。

○武藤委員

見学の方はどのくらい的人数で、どういう課題を行っているのですか。

○学校教育課長

水城小学校の例ですと、この前私どもが行かせていただいたときには、10名の見学がいました。課題については、学校で先生がついての課題を与えて、勉強をしているということで報告をいただいています。

○武藤委員

大体人数は平均して10名前後ですか。

○学校教育課長

大体そのくらいだと思います。私が行ったときはその人数でした。

○日下部委員

今、貯水率の低下が叫ばれている中で、プールに関しての予定の変更というのはいり得るのですか。市民プール自体に水の供給であるとか。

○学校教育課長

今のところはそういった給水制限とかはまだ出されていませので、大丈夫だと思います。

○日下部委員

もし今後も雨量が少なくてどんどん低下し続けるようになると、スケジュールの変更もあり得るものですか。それともこれは決定ですか。

○学校教育課長

こちらの民間プールを利用した分については、給水制限等がない限りはこの予定です。上下水道課の話ですと、7月の中旬くらいまで全く降らなければ制限がある可能性があるということでしたが、しばらくは雨も期待できますので、そういったことはないと思っています。

○樋田教育長

ほかにありませんか。

○野中委員

水泳学習の流れが10ページにあります。水城小もこれと同じようにこの流れでいくのですか。

○学校教育課長

そうですね。ほぼ同じような流れになります。

○樋田教育長

よろしいですか。初年度の取り組みですので、いろんな課題が出てくると思います。それを1つ1つ検討しながら、よりよい授業になるように取り組んでもらいたいと考えているところです。

それでは、桑野委員から、実は教科書用図書の調査研究協議会第3回目が行われまして、出席いただいていますので、報告をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○桑野委員

6月24日月曜日に行われました。小学校の教科書用図書採択にかかわる業務というのは大きく2つあるということをご存じだと思います。各地区別の協議会4つに分かれています。筑紫、糟屋、宗像、糸島、本市は第1地区で、こちらは教育長が出席されたもので、私は調査研究協議会で、教育事務所管内で行うものに参加・出席しまして、最後の会議に出席した報告になります。

今回は、全部で13項目。国語から道徳までの教科書、それも1つの教科によって、例えば国語の場合は4つの出版社から出しているものを各教科の部長、校長、副部长、教頭見ます。それから、部員4名、選ばれた方々が読まれ、それを指定されている8つの項目で、1つ目は指導要領の目的に沿って書いているか、分量はどのくらいか、特徴ある点はどういうことが書かれているか。それが一覧表に出てきて、これを内容ではなくて、報告されている分量に、例えばA社はこういうすばらしい点があったということが数行書かれています。B社に関する特徴があるところには1行、ほとんど何も書かれていませんでした。これは、先入観を持つなどいろいろなことがあるので、不合理が生じるということで、誤差がないように同じように同じ項目では、どの出版業者に対しても同じ分量で書かれているかということをチェックするもので、決して内容までには触れていません。当然、若干内容に触れざるを得ない場合もありますが、基本的には教科書に書かれている内容について喧々囂々するというのではなく、各部会から出てきた報告書が共通的に、極端に差がないかを見るというのが、最後の私どもの役目で、とはいいまして、教科数が多かったので、予定よりも長くかかりました。1時から4時半過ぎくらいまで行いました。

太宰府市の場合は既に閲覧できるように市役所にもありますが、各地区によってはまだそれをやっていないところもあるみたいで、委員の中にも温度差があったのですが、そういう会合でした。一応3回全部終わりましたので、その報告です。

ちなみに、6月28日にその報告書を、教育長も地区別採択協議会に出されて、そこで報告の中身等々についての議論がなされたと聞いています。

以上です。

○樋田教育長

ありがとうございます。教科書展示に並行して、事務所での調査研究部会、それから各地区にある調査研究会で、内容をしっかり見ていただきながら、選考に当たっての資料づくりをしていただいているところです。また、日程的には7月の終わりか8月の初めぐらいには教育委員会にかけさせていただき、教育委員会としてどの教科書を採択するのかを審議してもらうことになると思いますので、よろしくをお願いします。

[議案第31号 専決事項の承認について（太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について）]

○樋田教育長

それでは、次の審議に入りたいと思います。

では、議案第31号を議題とします。

教務係長の朗読をお願いします。

○教務係長

議案第31号、専決事項の承認について（太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について）。

標記について専決したことを報告し、承認を求める。

令和元年6月26日、太宰府市教育委員会教育長樋田京子。

○樋田教育長

提案理由の説明を求めます。

○文化財課長

文化財課です。

今回の条例改正は、ご存じのとおり令和になってから、急な来館者が増えています通称大宰府展示館、4月から7月の初旬で、入館者が10万人に達する見込みになっています。

この覆屋展示館についての条例を改正するのですが、内容としては13ページにありますように、7条を改めるということで、無料だった入館料を有料にする趣旨のものです。また、2で特別の理由があるときは、教育委員会は減額または免除することができるという規定に改めました。

その下の9条、11条については、指定管理者の場合はこうですというところで、規定を追加しています。実際今のところ、大宰府展示館は、公益財団法人古都大宰府保存協会が指定管理をしているところですので、この条項が用いられることとなります。

11条の3項ですが、利用料金の収入は、指定管理者の収入とするということで、一旦指定管理者の収入になることになっています。

最後に追加として、附則に次の別表、要するに幾らかという入館料について規定をさせてもらっています。これは15ページになりますが、一般が200円、高校・大学生が100円となっていて、小中学生以下無料となります。備考があり、一つ目は消費税のことが書

いてあります。二つ目が、学校関係、教育関係で、学校教育活動に基づき入館するときは無料ですということを記載しています。それから、身体障害者等、ご本人と介護の方一人については、無料という規定が設けられています。

説明は以上です。

#### ○樋田教育長

これについては、前回、協議事項として出した分ですが、議会の関係があり、専決事項ということでさせていただいています。議会では既に上程しまして承認いただいたところですが、教育委員の皆様からこれにつきましてご意見、ご質問、その他いろいろありましたら、出していただきたいと思います。

#### ○日下部委員

感想という形になります。今まで無料だった施設が有料化されるということで、入館者数に大きく影響を与えるということはもちろん想像できまして、この案件は前回からも出ていましたのでちょっと調べましたが、平成22年に一度無料化という運びになっていまして、21年度まで7,689名だった入館者数が、無料化によって1万2,258名まで増えているという現状があったかと思います。

そのときは時代背景が全く違っており、この令和元号ということで、多くの方が来られているという現状もありますので、なかなかそこだけで判断するというのは難しいところですが、一長一短の部分を含んでのスタートかなという印象があります。

1点だけお伺いしますが、備考の2の項目です。学校教育法第1条に、規定する学校の児童、生徒等及びこれらの引率者がというところの項目についてですが、いわゆる無料化することができるという備考での項目に当たっているかと思うのですが、簡単に言えば修学旅行であったり、社会科見学であったり、大学のゼミ等での視察というのが含まれるという意味合いでいいのかということと、これはどの時点での申請によって無料化が認められることになるのですか。事前申請が必要なものなのか、当日来られた方が窓口で申請すれば適用が受けられるのか、これはどちらになりますか。

#### ○樋田教育長

では、文化財課長。

#### ○文化財課長

おっしゃるとおりで、学校教育活動というのほどこまでかがどうしても出てきますが、今おっしゃいましたように、修学旅行、遠足、社会科見学、水城小学校の例でいきますと、子ども解説員をやる場合に、一般の方が来られるわけですね、保護者や地域の方など。これを有料にするのかという話をしたのですが、これも含めて無料であろうと。学校の授業の中で、来ていただかないことには、子ども解説員は働きようがないわけですから、この場合はそうであるとしています。

一方、大学も含めそうですけれども、自分のレポートを書くとか、宿題をやるというために来られるのは、残念ながら有料という判断を考えているところです。

もう1件は申請をどうするかということですが、基本的にはそこに来ていただいて、一番いいのは学校の先生と一緒に来られて、大学も含めて、「〇〇で来ました」ということで言っただけならば、それで入られるということを基本と考えています。

○樋田教育長

ほかにございませんか。

○桑野委員

高校生の場合は生徒手帳というのがあります。大学生の場合は児童、生徒と書いてあるので、学生は大人扱いになっていると思いますが、そういう学校の発行している生徒手帳なり、学生証なり、そういうものを提示しても、引率教員がいないとだめですか。

○文化財課長

そういうことではございません。引率の教員がいなくても、修学旅行で来たなどでも対象とします。最近、修学旅行は小グループで来たりすることがあるので、来ましたということに関しては、言われる方を信頼すべきであって、一応どこの学校で何人というのは書いていただく様式にしますが、それで入っていただくということで考えています。

ですから一番ありがたいのは、学校から「何月何日にこうやって行きます」ということをお知らせいただくのがありがたいのですが、それをあらかじめ全てにわたって申請をして、証明書を持ってきてくださいということまではしないことで考えています。

○桑野委員

もう1点関連で。指定管理者に利用料、ここの指定管理者、ここに子ども会の事務所もあるかと思うのですが、ここは何年まで指定管理者の期間がついていますか。

○文化財課長

今期は今年度で一旦終わります。

○樋田教育長

今、細かい詰めを古都保存協会と文化財課、教育委員会の事務局でしているところです。また詳細については、報告したいと思います。

それでは、議案第31号につきまして質疑はありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

では、採決を行います。議案第31号を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。よって、議案31号は承認をされました。

[議案第32号 「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」に関する報告書(案)について]

○樋田教育長

続きまして、議案第32号を議題とします。

教務係長の朗読を求めます。

○教務係長

議案第32号、「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」に関する報告書(案)について。

標記について確認を求める。

令和元年6月26日、太宰府市教育委員会教育長、樋田京子。

○樋田教育長

それでは提案理由の説明を求めます。

社会教育課長。

○社会教育課長

こちらについては、教育委員の皆様もご存じと思いますが、毎年度、点検・評価を行い、その結果を議会に提出、公表するということが義務づけられています。平成30年度に、お手元の資料別冊3になりますが、とりまとめを行っているところです。とりまとめたものを提案させていただいています。

以上です。

○樋田教育長

事前にお配りをしていましたので、目を通していただいていると思いますが、今年まで形式を変えていません。来年度に向けては、様式等の変更も検討しているところです。

今回からあと2カ月ですか、最後にこれを承認いただくのは8月ですね。

○社会教育課長

8月の教育委員会で承認いただき、9月の議会で公表という流れです。

○樋田教育長

今も説明の流れになります。随時ご意見をいただいきたいと思いますが、この場でも結構ですし、事務局に直接おっしゃっていただいても思っておりますが、今、お手元にある資料の中で、ここはというところがあればおっしゃっていただければと思います。

ちょっと長いので、ゆっくり時間をかけて見ていただき、細かいところでも結構ですので、事務局に言っていただくか、次回の会に出していただくかということによろしいでしょうか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

それでは、議案第32号については、継続審議案件としますので、先ほどから申し上げて  
いますように、ご意見等がございましたら事務局にご連絡をいただきたいと思  
います。

[議案第33号 教育委員会事務局職員の人事について]

○樋田教育長

では、ここで追加議案がございます。

これにつきましては、人事異動の関係です。

議案第33号については人事案件になりますので、会議を非公開にしたいと思  
います。

本会議を非公開にすることについて採決をしたいと思いますがよろしいですか。

[各委員 異議なしの声]

○樋田教育長

ご異議がないようですので、議案第33号を非公開とすることに賛成の方は挙手をお願い  
します。

[各委員 挙手]

[傍聴者・関係職員以外 退席]

[非公開]

○樋田教育長

ここで、非公開を解き、議案第33号は承認されたことをここに報告します。

これをもちまして、6月定例会を閉会したいと思います。異議はありませんか。

[各委員 異議なしの声]

○樋田教育長

異議なしと認め、これで6月定例会を閉会します。

午後3時15分 閉会